

白河市手話言語条例

手話は、音声言語である日本語と異なり、手指や体の動き、表情などを使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育み、受け継いできました。しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を自由に使用する環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話を広く普及し、手話による意思疎通をしやすい環境を整備することが求められています。

このため、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、ろう者が手話をしやすい環境づくりを推進することにより、互いが支え合いながら安心して暮らすことができる社会を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及（以下「手話の普及等」という。）に関して基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者、ろう者等の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が手話をしやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。